

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和7年3月3日 新潟地方法務局長岡支局 登記官 伴 博幸

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1104-2023-0002	見附市明晶町字観音坂1404番1
1104-2023-0003	見附市明晶町字観音坂1393番2

以上